

令和8年度

道央廃棄物処理組合焼却施設余剰電力売却

(非FIT電力分)

仕様書

道央廃棄物処理組合

令和8年度 道央廃棄物処理組合焼却施設余剰電力売却（非FIT電力分）仕様書

1 件名

令和8年度道央廃棄物処理組合焼却施設余剰電力売却（非FIT電力分）

2 施設概要

(1) 対象施設

道央廃棄物処理組合焼却施設

(2) 所在地

千歳市根志越2533-1

(3) 業種及び用途

一般廃棄物処理施設

3 予定売却電力量

4,392,318kWh（詳細は、別紙1「令和8年度月別売却予定電力量」を参照※）

※当施設は令和6年4月稼働開始であるため、令和6年度実績値をもって令和8年度予定売却電力量とします（令和7年度実績は、別紙2「令和7年度月別売却実績電力量」を参照）。

4 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

5 受給地点

所在地と同じ

6 送電上の責任分界点

道央廃棄物処理組合焼却施設内の構内引込第1柱の開閉器

7 財産責任分界点

送電責任分界点と同じ。

ただし、取引用電力量計（北海道電力ネットワーク株式会社財産）は除く。

8 接続電力系統

北海道電力ネットワーク株式会社

9 電気方式等

電気方式 交流 3 相 3 線式

- (1) 最大受電電力 1,300kW
- (2) 周波数 50Hz
- (3) 供給電圧 6,600V
- (4) 標準力率 85%
- (5) 受電方式 1回線受電

10 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 廃棄物
- (3) 定格出力 1,990kW×1基
- (4) 最大電力 1,990kW

11 契約内容

(1) この契約は、受注者となる小売電気事業者が、道央廃棄物処理組合（以下、「発注者」という。）の発電設備から供給する余剰電力のうち、非再生可能エネルギー電気相当電力（バイオマス電力分）の全量を買取るものとし、電力量料金は（2）ないし（5）により算定する。なお、発注者の発電設備から供給する余剰電力のうち、再生可能エネルギー電気相当電力（バイオマス電力分）は、再エネ特措法第16条に基づく特定契約により、一般送配電事業者に同法で定める固定価格で売却するため、売却対象ではなく、予定売却電力量には含まれない。

(2) 契約単価の時間帯区分

時間帯区分	
平日昼間	その他季
	冬季
夜間及び休日	

ただし、「冬季」とは毎年12月1日から2月末日までの期間をいい、「その他季」とはそれ以外の期間をいう。また、「平日昼間」とは休日等を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間及び休日」とは冬季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。なお、「休日等」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。

(3) バイオマス比率

発注者は本発電設備において、発電に用いた燃料のうち再エネ特措法に定めるバイオマス燃料比率について、再エネ特措法の定めに従い算定し、計算根拠と合わせて受注者へ通知する。

(4) 売却電力量の計量及び検針

- 1) 毎月の売却電力量の計量は、発注者の履行場所に設置された取引用電力計を介して行うものとする。
- 2) 取引用電力量計の検針は、毎月1日午前0時に北海道電力ネットワーク（株）が行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。
- 3) 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の売却電力量については、その都度発注者及び受注者で協議して決定するものとする。

(5) 電力量料金の算定方法

- 1) 電力量料金の算定期間は、毎月1日から末日までの期間とし、毎月の料金は、下記の（ア）、（イ）、（ウ）の合計額の1円未満を切り捨てた額に、消費税相当額を加算した額とする。なお、各時間帯区分における予定売却電力量については別紙1を参照すること。
 - （ア）冬季平日昼間電力量と冬季平日昼間電力量の料金単価を乗じた額
 - （イ）その他平日昼間電力量とその他平日昼間電力量の料金単価を乗じた額
 - （ウ）夜間及び休日電力量と夜間及び休日電力量の料金単価を乗じた額
- 2) 電力量料金単価（消費税を含まない）の有効桁は円単位において小終点第2位までとする。
(0.01円単位で設定する1kWh当たりの単価。)

(6) 支払方法

発注者は検針日の属する月の15日までに受注者に請求し、受注者は同月末日までに発注者に支払うものとする。

(6) 売却電力の増減

予定売却電力量は、運営計画の変更、焼却炉及び発電設備の故障、バイオマス比率の変化等により変動する場合があるが、発注者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、発電インバランスの費用負担も含め、何らの責任を負うものではないものとする。

(7) 発電側課金について

相殺精算することを原則とする。ただし特段の理由があった場合、発注者と受注者にて協議により決定するものとする。

12 焼却施設の整備期間

令和8年度に予定している焼却設備の整備期間は以下のとおりである。

(全炉停止期間)	令和8年10月2日	～	令和8年10月10日
(1号炉停止期間)	令和8年06月10日	～	令和8年07月11日
(1号炉停止期間)	令和8年10月2日	～	令和8年10月10日
(1号炉停止期間)	令和8年12月26日	～	令和9年01月23日
(2号炉停止期間)	令和8年04月02日	～	令和8年05月06日
(2号炉停止期間)	令和8年09月20日	～	令和8年10月20日

※ 上記予定は令和7年11月時点でのものであり、日程は変更される場合がある。

13 非FIT 非化石価値について

非FIT 非化石価値は含まないものとする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

